

第1章 相談窓口

各区役所支援課 障害福祉係

各区役所支援課の障害福祉係では、障害のある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種福祉サービスなどのご相談をお受けしております。また、差別や虐待などの権利侵害の通報や相談も受け付けています。以下を参照のうえ、お住まいの区の支援課へお問い合わせください。

西区役所支援課

〒331-8587 西区西大宮 3-4-2
西区役所 1階
TEL 620-2662 FAX 620-2766
☒ nishiku-shien@city.saitama.lg.jp

桜区役所支援課

〒338-8586 桜区道場 4-3-1
桜区役所 1階
TEL 856-6172 FAX 856-6276
☒ sakuraku-shien@city.saitama.lg.jp

北区役所支援課

〒331-8586 北区宮原町 1-852-1
北区役所 1階
TEL 669-6062 FAX 669-6166
☒ kitaku-shien@city.saitama.lg.jp

浦和区役所支援課

〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4
浦和区役所 1階
TEL 829-6143 FAX 829-6239
☒ urawaku-shien@city.saitama.lg.jp

大宮区役所支援課

〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1
大宮区役所 1階
TEL 646-3062 FAX 646-3166
☒ omiyaku-shien@city.saitama.lg.jp

南区役所支援課

〒336-8586 南區別所 7-20-1
南区役所 5階
TEL 844-7172 FAX 844-7276
☒ minamiku-shien@city.saitama.lg.jp

見沼区役所支援課

〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36
見沼区役所 1階
TEL 681-6062 FAX 681-6166
☒ minumaku-shien@city.saitama.lg.jp

緑区役所支援課

〒336-8587 緑区大字中尾 975-1
緑区役所 2階
TEL 712-1172 FAX 712-1276
☒ midoriku-shien@city.saitama.lg.jp

中央区役所支援課

〒338-8686 中央区下落合 5-7-10
中央区役所 1階
TEL 840-6062 FAX 840-6166
☒ chuoku-shien@city.saitama.lg.jp

岩槻区役所支援課

〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5
岩槻区役所 3階
TEL 790-0163 FAX 790-0266
☒ iwatsukiku-shien@city.saitama.lg.jp

各区役所支援課に手話通訳者が設置されています。

◆設置日 月曜日～金曜日（曜日によりタブレットを活用した遠隔での手話通訳となります。）

◆設置時間 午前9時～午後4時（昼休みを除く）

障害者生活支援センター

地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援のほか、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

西 区	北 区
〒331-0071 西区高木 123-4 カーサ辰巳 1階 【全障害】西区障害者生活支援センター（ゆめの園） TEL 623-1768 FAX 622-8807	〒331-0812 北区宮原町 2-62-17 【身・知】北区障害者生活支援センター（みぬま） TEL 796-5705 FAX 796-5706 【精 神】北区障害者生活支援センター（ベルバッキオ） TEL 661-7092 FAX 661-7093
大宮区	見沼区
〒330-0841 大宮区東町 1-141-6 第2吉田ビル 1階 【身・知】大宮区障害者生活支援センター（みぬま） TEL 650-6460 FAX 795-4721 【精 神】大宮区障害者生活支援センター（やどかり） TEL 795-4720 FAX 795-4721	〒337-0042 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ 105 【身・知】見沼区障害者生活支援センター（来人） TEL 682-0677 FAX 682-0670 【精 神】見沼区障害者生活支援センター（やどかり） TEL 682-1101 FAX 687-0517
中央区	桜 区
〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 【全障害】中央区障害者生活支援センター（来夢）※ TEL 859-7231 FAX 852-3276	〒338-0837 桜区田島 4-10-8 1階 【全障害】桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）※ TEL 783-7800 FAX 783-7799
浦和区	南 区
〒330-0074 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和 104 【身・知】浦和区障害者生活支援センター（むつみ） TEL 824-3640 FAX 793-6376 【精 神】浦和区障害者生活支援センター（やどかり）※ TEL 793-6373 FAX 793-6376	〒336-0022 南区白幡 5-11-16 【全障害】南区障害者生活支援センター（あみ〜ご）※ TEL 866-5098 FAX 866-5128 〒336-0027 南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1階 【全障害】南区障害者生活支援センター（社協ひまわり） TEL 710-8105 FAX 864-0570
緑 区	岩槻区
〒336-0926 緑区東浦和 3-2-7 サンライトマンション 103号 【全障害】緑区障害者生活支援センター（むつみ） TEL 607-1467 FAX 607-1467	〒339-0054 岩槻区仲町 2-5-3 一条ビル 1階 【全障害】岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）※ TEL 793-4701 FAX 793-4702

【全障害】すべての障害のある方の相談窓口です

【身・知】主に身体障害、知的障害のある方の相談窓口です

【精 神】主に精神障害のある方の相談窓口です

【※】基幹相談支援センター

障害者更生相談センター

〒330-8501 大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階

TEL 646-3128 FAX 646-3163 ✉ syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp

主に18歳以上の身体障害、知的障害のある方及びその家族などからの専門的な知識や技術を必要とされる相談（更生相談）に応じるほか、以下の業務を行っています。

身体障害者更生相談

障害者総合支援法による補装具費支給や自立支援医療（更生医療）の要否判定及び専門的な助言を行います。

知的障害者更生相談

療育手帳に関する障害程度の判定、その他臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。

身体障害者手帳認定、療育手帳交付

各区支援課で受けた障害者手帳の交付申請書に基づいて、障害の認定及び手帳の発行を行います。

訪問相談事業

在宅身体障害者等の福祉用具や家屋改修、介助方法などについての専門的な助言を行います。

また、知的障害者等に対する臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。

さらに障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言を行います。

高次脳機能障害者支援事業（高次脳機能障害者支援センター）

高次脳機能障害者及びその家族等からの様々な相談を専門職員がお受けしています。また、相談内容に応じて関係機関と連携した支援を行います。（午前9時～午後4時）

TEL 646-3125 FAX 646-3163

障害者総合支援センター

〒338-0013 中央区鈴谷7-5-7

管理係（総合受付）

TEL 859-7255 FAX 852-3272

✉ syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

就労支援係

TEL 859-7266 FAX 852-3273

障害のある方の就労の促進を図るため、ジョブコーチの派遣や雇用創出コーディネーターの事業所訪問による実習の場、就労の場の拡大を行うとともに、職場定着のための離職予防事業を行います。

詳しくは、75ページ：「第13章 就労」をご覧ください。

発達障害者支援センター

TEL 859-7422 FAX 852-3272

発達障害者支援センターでは、発達障害のある方を対象に、本人・家族・支援者からの発達障害に関する相談をお受けしています。継続的な相談は、18歳以上の成人期を対象としています。18歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等を行っています。

北部児童相談所・南部児童相談所

〒330-0071 浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター 4階

北部児童相談所（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）

TEL 711-3917 FAX 711-8904

✉ hokubu-jido-sodanjyo @ city.saitama.lg.jp

南部児童相談所（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）

TEL 711-2489 FAX 711-8904

✉ nambu-jido-sodanjyo @ city.saitama.lg.jp



18歳未満の子どもに関して、家族などからの相談に応じ、必要に応じて医学・心理学等による判定を行い、これらに基づいた助言指導や施設入所等の手続きを行っています。

総合療育センターひまわり学園

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行うほか、保育所・幼稚園等の地域の関係機関や家族への支援を行っています。

障害児総合療育施設（ひまわり学園）

〒331-0052 西区三橋 6-1587

TEL 622-1218 FAX 622-4359

✉ himawari-somu@city.saitama.lg.jp

療育センターさくら草

〒338-0837 桜区田島 2-16-2

TEL 710-5811 FAX 839-0352

✉ ryoiku-sakura@city.saitama.lg.jp

保健所

〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-12

疾病予防対策課

TEL 840-2219 FAX 840-2230

保健衛生の向上及び増進のため、難病に対する相談や支援を行っています。また、次の医療給付などの申請も受け付けています。



- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 指定難病医療給付 | 7. 未熟児養育医療給付 |
| 2. 特定疾患医療給付 | 8. 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給 |
| 3. 小児慢性特定疾病医療給付 | 9. 肝炎治療医療費助成 |
| 4. 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付 | 10. 肝がん・重度肝硬変医療費助成 |
| 5. 自立支援医療（育成医療）給付 | 11. 被爆者援護事務 |
| 6. 療育医療給付 | |

精神保健課

TEL 840-2223、840-2234 FAX 840-2230

関係機関と連携をとりながら、精神保健に関する相談をお受けします。

※面接・訪問相談につきましては、事前にお電話ください。

各区役所保健センター

健康に関する相談や健康教育、訪問指導、精神保健相談、予防接種の相談などが受けられます。

西区役所保健センター

西区役所 1階 TEL 620-2700 FAX 620-2769

北区役所保健センター

北区役所 3階 TEL 669-6100 FAX 669-6169

大宮区役所保健センター

大宮区役所 4階 TEL 646-3100 FAX 646-3169

見沼区役所保健センター

見沼区役所 1階 TEL 681-6100 FAX 681-6169

中央区役所保健センター

中央区役所 別館 1階
TEL 840-6111 FAX 840-6115

桜区役所保健センター

桜区役所 3階 TEL 856-6200 FAX 856-6279

浦和区役所保健センター

〒330-0061 浦和区常盤 6-4-18
TEL 824-3971 FAX 825-7405

南区役所保健センター

南区役所 7階 TEL 844-7200 FAX 844-7279

緑区役所保健センター

緑区役所 3階 TEL 712-1200 FAX 712-1279

岩槻区役所保健センター

岩槻区役所 4階 TEL 790-0222 FAX 790-0259

こころの健康センター

〒330-0071 浦和区上木崎 4-4-10 子ども家庭総合センター 4階
TEL 762-8548 FAX 711-8907 (月～金 午前9時～午後5時)

精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉相談のほか、思春期、ひきこもり、依存症に関する専門相談を行っております。相談は予約制のため、まずは、お電話でご相談ください。また、精神科病院入院者の退院及び処遇改善を求める請求の受け付けを行うほか、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費（精神通院）支給認定の申請に関する判定を行っております（手帳などの申請は、各区役所支援課が窓口となります）。

ひきこもり相談センター

TEL 762-8534 (火・金 午前9時～午後5時)

ひきこもり相談センターでは、児童期から成人期を対象に不登校・ひきこもりのことでお悩みのご本人・ご家族からの相談をお受けしています。

子どもの精神保健相談室

TEL 762-8538 (火・金 午前9時～午後5時)

子どもの精神保健相談室では、小学校高学年から中学生のご本人・ご家族を対象に思春期の心の問題に関する相談をお受けしています。

さいたま市社会福祉協議会

窓 口	問合せ先	所 在 地
総務課	TEL 835-3111 FAX 835-1222	
地域福祉課	TEL 834-3133 FAX 835-1222	〒 330-0061 さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内
権利擁護推進課	TEL 835-5280 FAX 835-5282	
障害者生活支援センター (社協ひまわり)	TEL 710-8105 FAX 864-0570	〒 336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1階
在宅サービス課	TEL 661-3620 FAX 782-6840	〒 331-0823 さいたま市北区日進町 2-1864-10 JS日進 1階
大宮サービスセンター	TEL 782-6839 FAX 782-6840	
浦和サービスセンター	TEL 871-1230 FAX 883-2760	〒 336-0017 さいたま市南区南浦和 3-46-10 ニチエイマンション 1階
岩槻区サービスセンター	TEL 749-8100 FAX 758-8099	〒 339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5 ワッツ東館 3階

各区事務所

各区にさいたま市社会福祉協議会の区事務所があります。ボランティアの情報や各種サービスの受け付けを行います。

西区事務所

西区役所 2階 TEL 622-3333 FAX 622-1991

桜区事務所

桜区役所 2階 TEL 852-1611 FAX 852-1811

北区事務所

北区役所 2階 TEL 653-1177 FAX 653-6006

浦和区事務所

浦和区役所保健センター 1階
TEL 834-3131 FAX 833-3199

大宮区事務所

大宮区役所 4階 TEL 646-4441 FAX 646-4447

南区事務所

南区役所 5階 TEL 838-1818 FAX 838-2700

見沼区事務所

見沼区役所 1階 TEL 684-3322 FAX 684-2200

緑区事務所

緑区役所 3階 TEL 874-0022 FAX 874-2900

中央区事務所

中央区役所 4階 TEL 854-3724 FAX 854-3511

岩槻区事務所

ワッツ東館 3階 TEL 757-9291 FAX 756-3064

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）「あんしんサポートさいたま」

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

さいたま市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある方、認知症高齢者などが、必要な福祉サービスを安心して利用できるよう、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）」を行っています。

この事業では、福祉サービス利用の援助を基本に、日常生活上の手続きや福祉サービスの利用料、税金、公共料金などの支払いをお手伝いします。また、年金証書や預金通帳などの大切な書類のお預かりなど、日常生活を安心して送るための援助を行っています。

◇援助を受けるための手続き

相談

相談は無料です。必要に応じてさいたま市社会福祉協議会の専門員がお宅に訪問してお話を伺います。

支援計画

お困りの内容を確認しながら、専門員が支援計画を作成します。その内容を確認し、さいたま市社会福祉協議会と契約を結びます。

◇援助の実施

専門員から支援計画の説明を受けた生活支援員が、専門員の指示に基づいて定期的に援助を行います。

◇利用料金

生活支援員による援助は、1回1時間まで1,200円～1,600円（以降30分ごとに400円が加算）。書類等の預かりは、基本料2,000円（1年間）、利用料500円（1か月）。ただし、生活保護世帯は無料。なお、詳しくはお問い合わせください。

障害者相談員

障害のある人やその家族等からの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場から助言その他の必要な援助を行うために、障害者相談員34名（身体障害者相談員13名、知的障害者相談員7名、精神障害者相談員10名、発達障害者相談員2名、難病患者相談員2名）を委嘱しています。

◇身体障害者相談員 13名

（令和4年7月1日現在）

障害の種類	氏名	ふりがな	住所	電話番号
視覚	中野 勇	なかの いさむ	さいたま市緑区	878-1106
聴覚	鈴木 亜妃子	すずき あきこ	さいたま市北区	667-3362(FAX)
	内藤 龍令	ないとう たつよし	さいたま市見沼区	688-3848(FAX)
	町田 圭子	まちだ けいこ	さいたま市中央区	852-8020(FAX)
	星野 康晴	ほしの やすはる	さいたま市浦和区	834-6706(FAX)
	青山 淑子	あおやま よしこ	さいたま市南区	839-8639(FAX)
肢体	島田 留蔵	しまだ とめぞう	さいたま市北区	663-2153
	米山 恵美子	よねやま えみこ	さいたま市大宮区	641-8709
	岡田 幸江	おかだ ゆきえ	さいたま市中央区	0493-56-6835
	高橋 一男	たかはし かずお	さいたま市中央区	852-2341
	矢口 ミヤ子	やぐち みやこ	さいたま市岩槻区	090-4057-1725
内部（じん臓）	似田貝 敬一	にたかい けいいち	さいたま市南区	767-7492
内部（膀胱・直腸）	登坂 紀子	とさか のりこ	さいたま市大宮区	685-3369

◇知的障害者相談員 7名

（令和4年7月1日現在）

氏名	ふりがな	住所	電話番号
羽生田 千草	はにうだ ちぐさ	さいたま市北区	652-6946
大澤 明子	おおさわ あきこ	さいたま市大宮区	647-1275
熊久保 光子	くまくぼ みつこ	さいたま市見沼区	686-6927
石上 圭子	いしがみ けいこ	さいたま市北区	090-3229-8187
宮部 幸子	みやべ さちこ	さいたま市岩槻区	756-0915
谷地 直美	やち なおみ	さいたま市浦和区	822-1880
山口 明子	やまぐち あきこ	さいたま市浦和区	825-7310

◇精神障害者相談員 10名

(令和4年7月1日現在)

氏名	ふりがな	住所	電話番号
中塚 洋市	なかつか よういち	さいたま市精神障害者家族 会連絡会事務局	070-2150-5945 070-3881-5070
沼田 清剛	ぬまた せいごう		
蜂谷 洋子	はちや ようこ		
飯塚 壽美	いづか すみ		
佐藤 美樹子	さとう みきこ		
石塚 紀久子	いしづか きくこ		
柳下 彊	やなした つとむ		
山口 ふみ子	やまぐち ふみこ		
境 眞由美	さかい まゆみ		
田口 まり子	たぐち まりこ		

※精神障害者相談員の相談時間は、月曜日から土曜日までの10時から15時までです。

◇発達障害者相談員 2名

(令和4年7月1日現在)

氏名	ふりがな	住所	電話番号
矢崎 弘美	やざき ひろみ	さいたま市見沼区	687-9435
小島 正美	こじま まさみ	さいたま市中央区	080-4125-6020

◇難病患者相談員 2名

(令和4年7月1日現在)

氏名	ふりがな	住所	電話番号
猪瀬 剛	いのせ たけし	さいたま市中央区	090-2767-0911
石垣 美枝子	いしがき みえこ	さいたま市南区	839-4767

民生委員・児童委員

〈窓口〉各区役所福祉課

西区役所 福祉課 TEL 620-2653 FAX 620-2762 桜区役所 福祉課 TEL 856-6163 FAX 856-6272
 北区役所 福祉課 TEL 669-6053 FAX 669-6167 浦和区役所 福祉課 TEL 829-6121 FAX 829-6238
 大宮区役所 福祉課 TEL 646-3053 FAX 646-3165 南区役所 福祉課 TEL 844-7163 FAX 844-7277
 見沼区役所 福祉課 TEL 681-6053 FAX 681-6162 緑区役所 福祉課 TEL 712-1163 FAX 712-1270
 中央区役所 福祉課 TEL 840-6053 FAX 840-6165 岩槻区役所 福祉課 TEL 790-0155 FAX 790-0265

それぞれの担当区域において、介護や医療の悩み、子育ての不安、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、関係機関とのつなぎ役になります。

詳しくは上記の窓口にお問い合わせください。

聴覚障害者相談員

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館 専用 FAX 823-9557 TEL 823-9556

聴覚に障害のある方及びその家族などの日常生活や家庭内の問題などの相談に応じ、必要な助言や情報の提供、訪問を行います。

◇相談日

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(昼休みを除く) ※祝日・年末年始は休みです。

埼玉県社会福祉協議会

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 FAX 822-1406

障害のある方の生活上のさまざまな相談を行っています。

相談内容	曜日※	受付時間	相談専用電話番号
生活相談 (権利擁護相談)	月～金曜日	午前9時～午後4時	822-1240 (身体・精神障害者とそのご家族・関係者) 822-1204 (知的障害者とそのご家族・関係者)
法律相談(要予約)	水・金曜日	午後1時～午後2時30分	まずは生活相談にお電話ください。
差別に関する相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	822-1297

(※祝日・年末年始を除く)

埼玉県障害者権利擁護センター

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 TEL 822-1297 FAX 822-1406

障害のある方の虐待についてのご相談をお受けします。また、使用者による障害者虐待についての届出や通報の受付を行います。

◇相談日

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

成年後見制度の利用支援

〈窓口〉各区役所支援課(3ページ参照)

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、本人に代わって契約や財産管理などの法律行為等を行う支援者を選任することで、本人の財産や権利を保護するための制度です。

市では、判断能力が不十分な方で、身寄りがないなどの理由により、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行っています。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、後見人等への報酬費用についての助成を行っています。